横浜市生活困窮者自立支援制度
業務推進指針

令和８年３月版

はじめに

平成 27 年4月に生活困窮者自立支援法が施行され、社会保険・労働保険制度と生活保護制度の間に位置する支制度として、生活困窮者への包括的な支援が制度化されました。

その後、令和2年以降の新型コロナウイルス感染症の拡大により、収入減少や雇用喪失などに直面する人々が急増し、生活困窮者自立支援制度は、相談支援や住居確保給付金の支給などを通じて、生活の維持と再建に向けた重要な役割を果たしてきました。

制度施行から 10 年あまりが経過し、物価高騰や雇用の不安定化、地域社会との関係性の希薄化など、社会経済環境の変化が続く中で、生活困窮に至るリスクの高い人々が増加しています。こうした状況に対応するためには、国民の生活を重層的に支えるセーフティネットの構築が、ますます重要となっています。

横浜市においても、制度の浸透に伴い、就労支援や家計改善支援の申込者数は増加傾向にあります。さらに、社会全体の高齢化に伴い、これまで潜在化していた中高年のひきこもり状態にある方々への支援ニーズも顕在化しています。

令和6年度には、生活困窮者自立支援法が一部改正され、住居確保給付金の転居費用補助が創設されました（令和7年4月施行）。また、住居に課題を抱える方々に対して、入居前から入居後まで切れ目のない相談支援が行われるよう、自立相談支援事業において「居住の支援」が明確に位置づけられました。

さらに生活困窮者自立支援制度と生活保護制度との連携を強化し、切れ目のない支援を実現することが求められています。また、地域福祉、教育、障害福祉、年金制度などとの連携も進められ、制度にかかる期待も大きくなっています。

本指針は、生活困窮者の自立支援に関わる支援者に向けて、国の最新動向や横浜市におけるこれまでの取組を踏まえ、生活困窮者支援の基本的な考え方を示すことを目的とします。